

公益社団法人 日本コンクリート工学会
コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会規程

平成 19 年 10 月 23 日 制定

平成 28 年 10 月 27 日 改正

令和 元年 5 月 22 日 改正

令和 5 年 12 月 25 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として日本工業標準調査会・標準部会が定める「規格案審議ガイドライン 別紙 6」に準拠して構成する。委員会は、原則として委員 35 名以内をもって組織する。委員は第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第 3 条 委員会に、委員長、副委員長各 1 名及び幹事 2 名を置く。

2. 委員長及び副委員長は、会長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 幹事及び委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、工業標準化法に基づき、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）が原案作成団体である、あるいは原案を作成しようとするコンクリート試験方法 JIS（以下「規格」という。）に関して、国内の関連機関・委員会等との連携を密にし、JIS 規格原案を作成することを業務とする。

2. 国際規格等の調査研究の実施、当該委員会を対象とする規格に対応する国際規格がある場合には、ISO/TC71 対応国内委員会と関係する規格に関する情報交換や検討を実施する。

(運営)

第6条 会議は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(WGの設置)

第7条 委員会は、委員会の業務を円滑に処理するため、3つの常設ワーキンググループ（以下「常設WG」という。）及び必要に応じて専門ワーキンググループ（以下「専門WG」という。）を置くことができる。ただし、第5条の業務のうち、制定済み規格の改正及び廃止の検討については、3つの常設WGが分担してこれを担う。

2. 新規規格の制定の検討については、常設WGのうちの一つ、若しくは専門WGが調査及び審議を行い、専門WGは業務が終了しだい解散する。

3. WGは、主査1名及び委員15名以内をもって組織する。主査は委員長が指名し、WG委員は主査が推薦し、委員会が決定する。

4. WGは、それぞれの主査が必要の都度招集し、運営に当たる。

(委員の義務等)

第8条 各委員には、就任及び再任の際、委嘱状に以下の件を記載して通知し、委嘱の応諾をもって承諾したものとみなす。

(1) 委員会が原案作成した規格の著作権は、原則として本学会に帰属し、委員個人はその権利を放棄する。

(2) 規格の制定及び改正に当たり、委員の氏名及び所属先が公表されることに同意する。

(3) 規格の制定、改正及び廃止の審議経過、並びに原案段階の規格内容については、国から公開されるか、国から公開の許諾が得られるまで守秘義務を負う。また、他団体・機関からの委託事業や（一財）日本規格協会の原案作成公募事業においては、その契約で規定される範囲の秘密保持についても併せて義務を負う。審議中に行う外部の機関や専門家への意見照会等にあたっては、同様の守秘義務が課されることを相手先に周知しなければならない。

(その他)

第9条 前各条に定めるものの他、委員会及びWG運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会が発議し、標準化委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成 19 年 10 月 23 日から施行する。
2. この規程の改正は、令和 5 年 12 月 25 日から施行する。